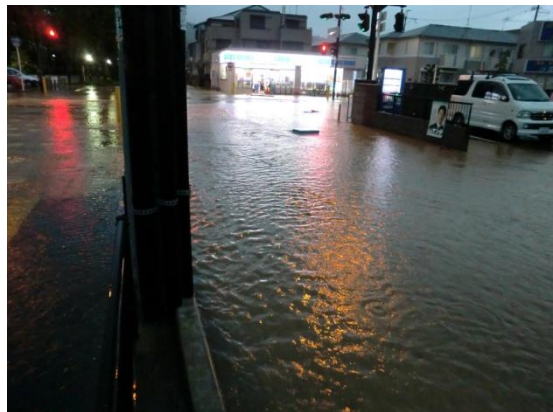


災害の記録

～平成24年8月14日の大雨被害の概要～



島本町総務部自治・防災課

ま え が き

本町では平成24年8月13日から断続的に大雨が続いていた中で、日本海上の前線が南下し関西北部で停滞しました。その前線に向かって太平洋側から暖かく湿った空気が流入、六甲山から大阪湾方面へ淀川沿いを北上しながら急激に発達した雨雲が14日未明から早朝にかけての時間あたり降雨量111mmを記録したゲリラ豪雨の発生につながりました。このゲリラ豪雨により町内の各地区で道路冠水、家屋床上・床下浸水、JR京都線線路法面の崩落等、大きな被害がもたらされました。

この大雨により本町には8月14日午前5時7分に土砂災害警戒準備情報、その43分後の午前5時50分には土砂災害警戒情報が発令され、町内の各地区での災害発生への対処として同日午前6時直ちに「島本町災害対策本部」を設置し、災害対応のため職員配備（A号配備）を布き、参集した職員から順次災害対応を開始しました。

被害の発生初期段階から町職員はもとより、消防団や自治会等の地区住民の方々とともに応急復旧に努めました。

今回の災害につきましては、町内の水路からの氾濫が大きな要因となっており、水路の処理能力を超えた降雨もさることながら、水路内の状況によるところも大きいと考えられます。

この度の災害を受け、本町は水路の状況確認と浚渫工事等のハード面の整備、内水氾濫箇所の想定の見直し等のソフト面の両面からの対策を行っております。近隣市町との協議が必要な事案につきましてもスピード感をもって喫緊の課題として取り組んでまいります。

本書は、8月14日早朝の災害発生からの対応状況を整理し記録して残すことにより、今後の災害対策の一助となるように取りまとめを行ったものです。

最後になりましたが、応急復旧にご協力いただいたこと、情報提供をいただいたことにつきまして、改めまして住民のみなさまに感謝の意を表す次第でございます。

平成25年5月

島本町災害対策本部長
島本町長 川口 裕

目次

まえがき

本文編

I	災害の状況	1
1	災害発生時の気象状況	1
2	災害の概要	2
3	浸水の状況	3
4	住家等の被害の状況	4
(1)	住宅等の被害の状況	4
(2)	地区別浸水被害状況	4
(3)	罹災証明書の発行数	4
5	道路被害の状況	5
6	避難勧告等の発令と避難状況	6
7	主な被害状況	6
(1)	住家等の被害額	6
(2)	公共施設の被害状況	6
(3)	災害復旧費	6
8	ライフライン等の被害	6
9	被災者に対する支援状況	7
II	応急対策の状況	8
1	災害対策本部の設置等対応状況	8
(1)	対応経過	8
(2)	復旧対策の状況	9
2	消防本部及び消防団の対応状況	10
(1)	対応経過	10
(2)	災害通報受信状況	10
(3)	出動人員	10
(4)	災害活動等	10
III	今後の課題等	12
1	水害の種類	12
(1)	外水氾濫	12
(2)	内水氾濫	12
2	問題と背景	12
(1)	過去の主な災害履歴	12
(2)	水害の発生原因要素	13

3	今後の対策	・ ・ ・ ・ ・	1 3
(1)	自助	・ ・ ・ ・ ・	1 3
(2)	共助	・ ・ ・ ・ ・	1 4
(3)	公助	・ ・ ・ ・ ・	1 4
4	総括	・ ・ ・ ・ ・	1 6

資料編

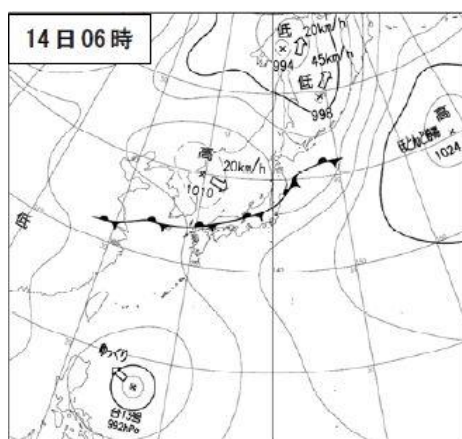
I	天気図及びレーダー画像等	_____	1
II	観測所毎の時間最大雨量と日積算雨量	_____	2
1	時間最大雨量と日積算雨量	・ ・ ・ ・ ・	2
(1)	全体の降雨量	・ ・ ・ ・ ・	2
(2)	観測所毎の降雨量	・ ・ ・ ・ ・	3
2	水路の状況	・ ・ ・ ・ ・	5
(1)	全体の水位の推移	・ ・ ・ ・ ・	5
(2)	観測所毎の水位	・ ・ ・ ・ ・	6
III	被害状況図	_____	8
IV	被害金額の算出方法	_____	9
1	算定の根拠	・ ・ ・ ・ ・	9
2	一般資産水害統計調査に係る水害被害額の算定方法	・ ・ ・ ・ ・	9
(1)	算定式	・ ・ ・ ・ ・	9
(2)	被害係数の値	・ ・ ・ ・ ・	9
(3)	地盤勾配の区分の算出	・ ・ ・ ・ ・	1 0
3	地区別被害額	・ ・ ・ ・ ・	1 1
4	災害復旧費一覧	・ ・ ・ ・ ・	1 2
V	住民への制度周知に係る冊子	_____	1 3

I 災害の状況

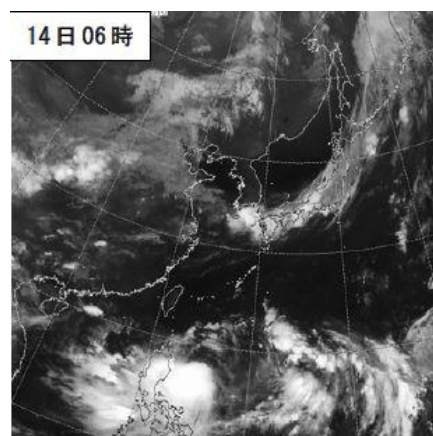
1 災害発生時の気象状況

8月13日から14日にかけて、朝鮮半島から日本海中部へのびる前線がゆっくりと南下し、この前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだため、大気の状態が非常に不安定となり、近畿中部を中心に大雨となり、局地的に猛烈な雨が降りました。

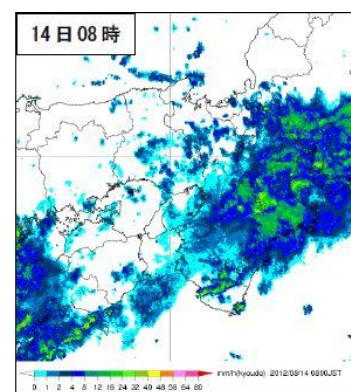
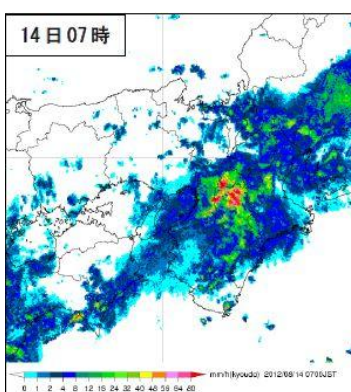
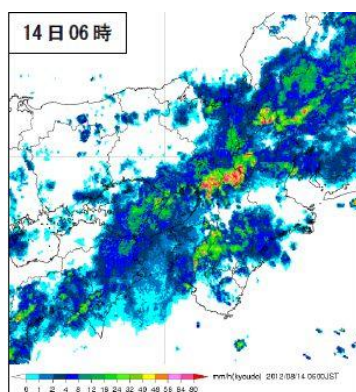
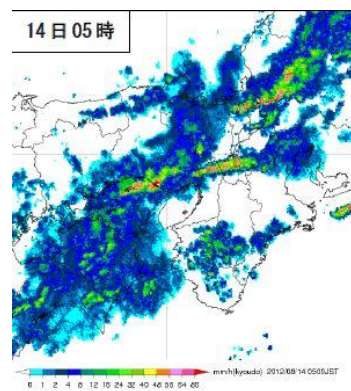
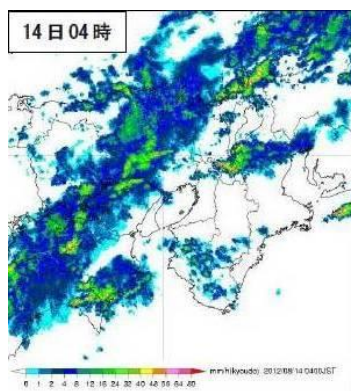
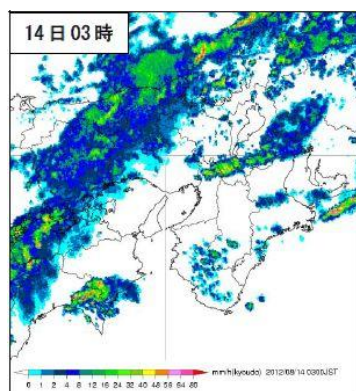
本町では、14日午前4時30分から同5時30分の1時間で水無瀬川緑地公園において時間111mmという観測史上最大の降雨量を記録しました。



天気図



気象衛星赤外画像



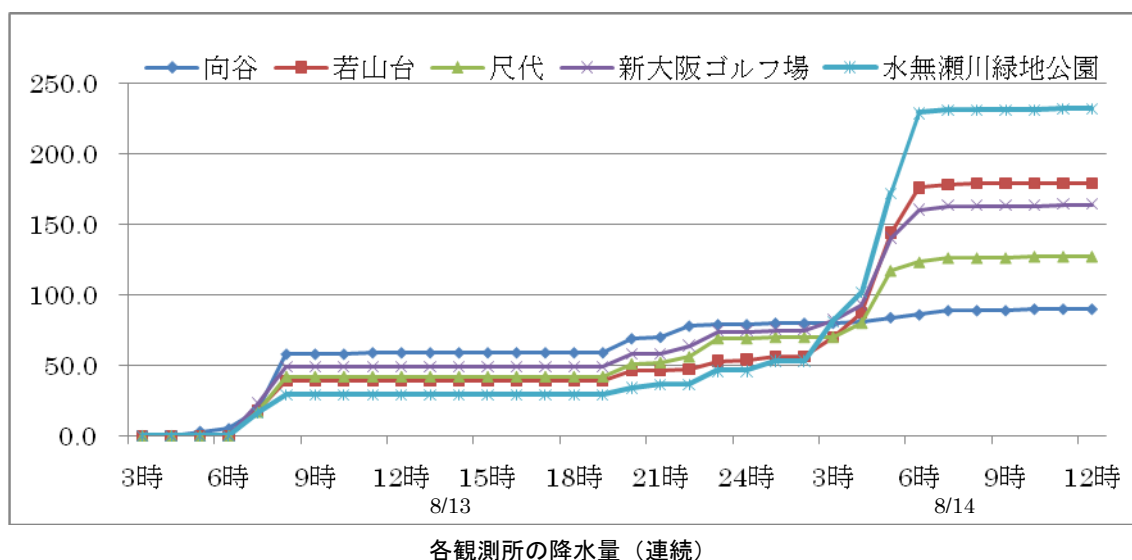
レーダー画像

2 災害の概要

8月13日から断続的な大雨となり、14日未明から朝にかけては市街地部を中心に雷を伴う局地的な集中豪雨に見舞われ、観測史上最高の降雨量を記録しました。町内水路の氾濫等による多数の家屋への浸水や、山崎地区においてJ R 京都線の線路軌道内の土砂が崩れ、隣接する家屋に被害をもたらしました。

【8月14日の観測所ごとの時間最大雨量と日積算雨量】

○向谷（大沢）	時 間	4 mm（午前5時40分から1時間）
	日積算雨量	11 mm
○若山台	時 間	83 mm（午前4時20分から1時間）
	日積算雨量	125 mm
○尺代	時 間	41 mm（午前4時20分から1時間）
	日積算雨量	58 mm
○新大阪ゴルフ場	時 間	64 mm（午前4時20分から1時間）
	日積算雨量	90 mm
○水無瀬川緑地公園	時 間	111 mm（午前4時30分から1時間）
	日積算雨量	186 mm
○役場	時 間	欠 測
	日積算雨量	欠 測



【水路の状況（観測地点最大水位）】

○柳川	181 cm（午前5時40分）	堤防高166 cm
○高川	140 cm（午前5時40分）	堤防高163 cm
○新幹線側水路	197 cm（午前5時40分）	堤防高165 cm
○新川	200 cm（午前5時40分）	堤防高170 cm

3 浸水の状況（資料編 P.8 被害状況図のとおり）

8月13日からの断続的な大雨に加え、14日に山崎地区や水無瀬地区を中心に局地的な集中豪雨に見舞われたため、町内水路で氾濫等が発生し、居住区域の広範囲にわたって浸水被害が発生しました。特に、青葉二丁目地内、水無瀬一・二丁目地内では、多くの家屋への浸水被害が発生しました。また、山崎地区においてＪＲ京都線の線路軌道内の土砂崩れが１件発生しました。



青葉地区の被災状況①



青葉地区の被災状況②



高浜地区の被災状況①



水無瀬地区の被災状況②



広瀬地区の被災状況



水無瀬地区の被災状況

4 住家等の被害の状況

水路氾濫による浸水や土砂崩れ等により、床上浸水が86件、床下浸水649件、合計735件の被害が発生しました。

(1) 住宅等の被害の状況

区 分	全 壊	半 壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	合 計
件 数	0	0	0	86	649	735

※その他、マンションの地下駐車場浸水が1件

(2) 地区別浸水被害状況

地 区	床上浸水	床下浸水
青葉	9	373
水無瀬	24	197
高浜	22	5
広瀬	12	46
江川	13	15
桜井	2	2
山崎	4	11
合計	86	649

(3) 罹災証明の発行数（内訳別）

種 別	件 数
家屋（床上浸水）	48
家屋（床下浸水）	32
車両	30
その他	14

※延べ証明件数 112 件

実発行枚数 123 通



水無瀬地区の被災状況

5 道路被害の状況（資料編 P.8 被害状況図のとおり）

山崎地区では、大雨により J R 京都線の線路軌道内の土砂が崩れました。また、水路の氾濫等により、青葉地区、水無瀬地区、高浜地区を中心に広範囲にわたって道路冠水が発生しました。詳しい地区別の道路冠水発生件数は次のとおりです。

地区	青葉	水無瀬	高浜	広瀬	江川	桜井	山崎	百山	東大寺	合計
件数	25	25	11	15	6	9	9	3	3	106

※国道 1 路線、府道 2 路線、町道 6 2 路線、私道 2 4 路線 計 8 9 路線



アンダーパス（広瀬地区側）①



アンダーパス（百山地区側）②



青葉地区の住宅地



八幡川

6 避難勧告等の発令と避難状況

局地的な集中豪雨により、水路の氾濫等が発生しましたが、河川の氾濫や土砂災害等の発生は予想されず水路の水位も急激に低下したことから、避難勧告等の発令はいたしませんでした。また、自主避難もありませんでした。

7 主な被害状況

各所で被害をもたらした大雨災害のうち、町が把握した被害状況は次のとおりです。

(1) 住家等の被害額

種 別	金 額
家屋（床上浸水）	279,199,200 円
家屋（床下浸水）	612,234,800 円
車両その他	385,195,141 円
合 計	1,276,629,141 円

※1 水害統計調査に基づく算定式を活用した概算

※2 家屋被害は、町が把握している被害箇所の地番に基づき算出

※3 車両その他は、家屋を除く所有財産の被害額

(2) 公共施設の被害状況

被災場所	状 況
役場庁舎	地下1階部分が冠水
住民ホール	1階部分が冠水
第三小学校	給食室が冠水
第一中学校	校舎1階、体育館舞台下倉庫、プール下倉庫が冠水

(3) 災害復旧費用

費目	金額
衛生費	638,709 円
土木費	9,109,800 円
教育費	3,320,646 円
災害復旧費	17,552,413 円
合 計	30,621,568 円

8 ライフライン等の被害

雷撃による柱上の変圧器が焼損したこと等により、町内各所で停電が発生しました。

9 被災者に対する支援状況

大雨により発生したごみ及びし尿の回収	(ごみ回収量 10,440kg)
	(し尿 6,480l)
道路及び水路に堆積した土砂の撤去	
道路等の消毒及び家屋消毒用の消石灰の配付	(道路等の消毒件数 285 件)
	(消石灰配付件数 255 件)
固定資産税の減免	(36 件 768,900 円)
※島本町固定資産税減免認定基準の一部改正を行い、特別措置を適応	
国民健康保険料の減免	(12 件 673,830 円)
後期高齢者医療保険料の減免	(9 件 588,607 円)
介護保険料の減免	(23 件 373,950 円)
住民票等の写しの発行手数料の免除	(14 件 4,200 円)
住民票	(2 件 600 円)
印鑑証明	(12 件 3,600 円)
民生対策部が対応した安否確認及び援助対応	
重度障害者等安否確認登録者への安否確認	(24 件)
訪問指導対象者への安否確認	(6 件)
緊急通報装置利用者への安否確認	(90 件)
ひとり暮らし高齢者実態把握事業登録者への安否確認	(120 件)
支援要請のあった高齢者宅への訪問	(3 件)
阪急水無瀬駅前出張窓口の開設 (9月19～20日 午後1時～5時)	
相談対応件数…22件、申請件数…23件	
※上記期間内、役場庁舎において夜間窓口も開設 (午後5時30分～8時)	

Ⅱ 応急対応の状況

1 災害対策本部の設置等対応状況

(1) 対応経過

日付	時間	状況
8月13日	16:29	島本町に大雨・洪水注意報が発令される
	19:50	島本町に大雨(土砂災害)警報が発令される 情報収集体制を配備
8月14日	1:30	町内巡視
	3:50	町内巡視
	5:07	島本町を対象として土砂災害警戒準備情報が発令される
	5:50	島本町を対象として土砂災害警戒情報が発令される
	6:00	災害対策本部を設置し、A号配備を決定(以後出勤した職員から 随時災害対応を開始)
	6:04	島本町に洪水警報が発令される
	7:30	第1回全体会議(災害対策本部会議を含む)を開催
	8:30	全体報告会を開催
	8:32	洪水警報解除
	13:00	第2回全体会議(災害対策本部会議を含む)を開催
	15:07	大雨警報解除
	18:30	災害対策本部会議を開催 A号配備一時解除(情報収集体制、各部局1名は、21時まで配備)
8月15日	9:00	第3回全体会議(災害対策本部会議を含む)を開催 町長及び副町長に対し現状、今後の対応について報告 A号配備作業従事
	17:30	A号配備一時解除
8月16日	9:00	町長及び副町長に対し現状、今後の対応について報告
	9:15	災害対策本部会議を開催 A号配備作業従事
	17:30	A号配備一時解除
8月17日	9:30	A号配備(各部局からの動員)により作業従事
	13:00	町長及び副町長に対し現状、今後の対応について報告
	13:15	災害対策本部会議を開催
	17:30	A号配備一時解除
8月18日	9:00	A号配備(各部局からの動員)により作業従事
	16:00	A号(全員)配備招集
	16:05	大雨(浸水害)、洪水警報発令
	17:00	大雨(浸水害)、洪水警報解除
	18:45	A号配備一時解除
8月19日	9:00	A号配備(各部局からの動員)により作業従事
	17:30	A号配備一時解除
8月20日～ 8月31日 (土日除く)	9:00	A号配備(各部局からの動員)により作業従事
	17:30	A号配備一時解除
9月3日	11:00	災害対策本部会議 解散・A号配備解除

(2) 復旧活動等の状況

ア 職員の動員状況

8 月									
13 日	14 日	15 日	16 日	17 日	18 日	19 日	20 日	21 日	22 日
6 人	108 人	94 人	61 人	32 人	49 人	20 人	20 人	20 人	20 人

23 日	24 日	25 日	26 日	27 日	28 日	29 日	30 日	31 日
18 人	21 人			19 人	17 人	21 人	18 人	21 人

イ 復旧活動等

8 月 13 日

大雨警報発令に伴い情報収集体制を配備し、今後の降水量や町内水路の状況等の情報収集を行いました。

8 月 14 日～20 日

8 月 14 日未明～早朝にかけて局地的な集中豪雨に見舞われ、町内各所で浸水被害等が発生しました。14 日午前 9 時に災害対策本部を設置し、特に家屋浸水や道路冠水の被害の大きかった青葉地区や水無瀬地区を中心に、道路に堆積した土砂の除去や道路の消毒を行うとともに、被害状況の聞き取り調査を行いました。

8 月 21 日～31 日

被害情報の収集と併せ、住民の方から寄せられるご要望（ごみの回収、側溝に堆積した土砂の除去、消毒用消石灰の配付等）に適宜対応しました。

また 22 日には各自治会長に対し、町の被害状況や対応状況等を取りまとめた文書を送付し、情報の提供に努めました。

9 月以降

以後も住民の方からのご要望等には各担当課が適宜対応することとし、3 日正午をもって災害対策本部を解散しました。

19 日及び 20 日には阪急水無瀬駅前で罹災証明書の発行等の出張窓口を開設し、来庁が困難な方等に対する支援を行いました。

また、21 日には、住民の方にご利用いただける制度等を取りまとめた案内冊子（資料編 P.13～21 平成 24 年 8 月 14 日の大雨被害にあわれたみなさまへ）を作成し周知に努めました。

2 消防本部及び消防団の対応状況

(1) 対応経過

日付	時間	状況
8月14日	5:17	消防本部による町内全域の警戒巡回及び災害活動を開始
	5:19	全消防職員の招集
	5:36	全消防団員の招集
	5:45	各分団詰所に集結
	6:00	消防団による警戒巡回及び災害活動を開始
	6:40	消防本部・消防団幹部会議を開催
	7:30	第1回全体会議(災害対策本部会議を含む)終了後に消防本部・消防団幹部会議を開催
	12:45	全消防団員の招集解除及び消防団による災害活動を終了
	13:00	第2回全体会議(災害対策本部会議を含む)終了後に消防本部幹部会議を開催
	17:40	消防職員の招集解除及び消防本部による災害活動を終了
	18:30	災害対策本部会議終了後に消防本部幹部会議を開催
8月15日	9:00	第3回全体会議(災害対策本部会議を含む)終了後に消防本部幹部会議を開催
	9:38	消防本部による災害復旧活動を開始
	18:32	消防本部による災害復旧活動を終了
8月16日	9:15	災害対策本部会議終了後に消防本部幹部会議を開催
	10:28	消防本部による災害復旧活動を開始
	17:30	消防本部による災害復旧活動を終了
8月17日	13:15	災害対策本部会議終了後に消防本部幹部会議を開催
	13:50	消防本部による災害復旧活動を開始
	14:10	消防本部による災害復旧活動を終了
9月3日	11:00	災害対策本部会議 解散

(2) 災害通報受信状況

山崎地区 J R 京都線の線路軌道内の土砂崩れ、水路の氾濫、床上床下浸水など災害情報を 1 1 9 番通報で 1 3 件、加入電話による通報で約 3 0 件を受信しました。

(3) 出動人員（8月14日～8月17日）

消防職員 延べ人員 5 7 人

消防団員 延べ人員 6 1 人

(4) 災害活動等

8月14日

人命救助を優先に町内全域を巡回し、被害情報を把握するとともに全消防職員並びに全消防団員の招集を行いました。

また、人的被害が無いことを確認した後は、巡回活動を行うとともに山崎地区 J R 京都線の線路軌道内の土砂崩れに伴う二次災害防止活動、青葉地区等の

土砂の除去及び消防車による排水並びに土のうの搬送などの災害活動に従事しました。

8月15日から8月17日

高浜地区、青葉地区、水無瀬地区、桜井地区の土砂等の除去などの災害復旧活動に従事しました。



消防本部及び消防団の活動の様子

Ⅲ 今後の課題等

1 水害の種類

(1) 外水氾濫

河川そのものの水位が上昇して起こる水害のことで、大量の水が速い速度で一気に住宅地等に流れ込み、わずかな時間で住宅等の浸水や人的被害が起こります。また、流れ込んでくる水は泥水であり、洪水がおさまった後も土砂や汚泥が堆積するため復旧が難しいとされています。

(2) 内水氾濫

内水とは市街地に降った雨のことで、その雨水の量が処理能力を超えると内水氾濫が起こります。通常なら内水は下水道の雨水管を通り、ポンプ施設によって河川へと排水されますが、設備等の能力が雨量に追いつかなかつたり、外水の水位が上昇して排水できなかつたりすると、水路等から水が溢れてしまいます。最近はゲリラ豪雨と呼ばれる局地的な集中豪雨が頻発し、内水氾濫による被害が増えています。今回の本町における浸水被害も内水氾濫が大きな要因です。

2 問題と背景

(1) 過去の主な災害履歴

本町で発生した自然災害のうち、比較的被害規模の大きな風水害としては、まず、昭和28年9月25日に台風13号の影響により本町の南部が浸水しました。

また、昭和42年7月9日には、災害救助法の適用を受けた大雨が発生しました。被害状況は、町内各河川、水路、ため池のいたるところが決壊するという被害が発生し、24時間雨量で165mm、最大時間雨量55mmの大雨を観測しております。

続いて、昭和56年10月8日から、翌9日にかけて集中豪雨が発生しており、被害状況は、青葉二丁目の一部の地区で床下浸水が約100戸発生したほか、道路上が冠水し泥が覆うなどの被害が発生しました。24時間雨量で116mm、最大時間雨量46mmを観測しました。

昭和58年9月27日には、翌28日にかけて台風10号による被害が発生しています。被害状況は、一部の地区で床下浸水が発生したほか、尺代の長鳥橋の護岸が浸食されるなどの被害が発生しました。24時間雨量で150mm、最大時間雨量35mmを観測しました。

その他の本町における災害の発生状況は本町地区防災計画資料編に記載しています。

(2) 今回の水害の発生原因要素

ア 気象的要因

8月13日から断続的に大雨が続いていた中で、日本海上の前線が南下し関西北部で停滞しました。その前線に向かって太平洋側から暖かく湿った空気が流入、六甲山から大阪湾方面へ淀川沿いを進みながら急激に発達した雨雲が14日未明から早朝にかけての時間111mmを記録したゲリラ豪雨の発生につながりました。

イ 地理的要因

本町は町域の約7割を山地が占め、16.78km²の面積内で、標高差が622.9m（最高631.4m（釈迦岳）、最低8.5m（淀川））あります。

市街地は標高の低い平野部に位置しており、特に水無瀬地区や青葉地区は町内を流れる中小河川や主要水路の合流点があることから、水路等の水位の上昇に伴い、広範囲で浸水被害が発生したと考えられます。

ウ 社会的要因

近年の土地開発等による標高の低い平野部の都市化に伴い、不浸透性材料を使用した道路や宅地で覆われているため、雨水を土壌が吸収できない状態です。また、治山事業の立ち遅れが懸念されています。加えて、森林は土壌に雨水を貯留し河川等に流れる水量を安定させる作用があり、洪水等を防ぐ効果がありますが、町内の山林は荒廃が進んでいる現状です。併せて水路等の詰まりを防ぐために設置しているスクリーンに、落ち葉や流木、ゴミ等が溜まり目詰まりを起こしていることとともに、近年増加しているゲリラ豪雨に対し、主要水路の処理能力が不足していることも、今回発生した内水氾濫の起因の一つであると考えられます。

3 今後の対策

今後の大雨による浸水被害の軽減を図るためには、行政のみならず、住民と協働した総合的な対策を講じる必要があります。

(1) 自助

近年発生件数が増加している局地的な集中豪雨は、短時間に大量の雨を降らせ、職員の対応が間に合わず被害が拡大していると考えられますので、「自分の身は自分で守る」ことが最重要となります。そのため、水で膨らむ吸水性土のうの配付等により各家庭で事前に備えていただき、大雨が本格化する前に設置することなどで、被害の軽減を図ることができます。

(2) 共助

各家庭で対策を立てられることが重要ではありますが、高齢者の一人暮らし家庭等個人の力では災害に対応しきれないことも考えられます。そのような場合には、地区の特性を十分に理解されている地区の住民の方の協力が必須となります。地区内の自治会や自主防災会が協力し、町が今後設置する土のうステーションに保管している土のうを利用して浸水被害を防ぐなど、地区全体の減災活動を推し進めることにより大きな減災効果を得ることができます。また、地区内のみならず、町との情報共有に係る連絡体制を構築することにより、町が発信する避難勧告等の情報の収集に役立つだけでなく、行政も各地区の詳細な被害状況等の情報をいち早く収集することが可能となるため適正な優先順位を付けることができ、より迅速な復旧活動の実施に繋がります。

(3) 公助

町は、災害発生時に被害を最小限に抑えるため、日頃からソフト面及びハード面の両面から予防及び被害軽減対策を講じる必要があります。

ア ハード面

(ア) 高槻島本雨水幹線への早期接続

町内の主要水路は青葉地区付近で合流します。そのため、水路の能力を超過する雨が降ると、当該付近で一気に氾濫を起こします。

現在計画している高槻島本雨水幹線への接続を達成することにより、その水路の負担を軽減させることができ、内水氾濫発生確率を下げることができます。

(イ) 中小河川及び主要水路の整備、維持管理

淀川右岸流域関連公共下水道事業計画に基づき、町内の主要水路等は48.4mm/hの降雨に対応できるように整備を進めておりますが、今回のような1時間に100mmを超える降雨に対しては、水路の能力を超過しており、十分に役割を果たすことができません。

大阪府の下水道に関する計画等との整合性を図ることや、財政的、時間的制約はありますが、十分に調査・研究の上、本町に適した水路の整備を進める必要があります。

また、災害後に各水路を点検したところ、水路内に土砂の堆積等の問題点が見受けられる箇所がいくつか発見されました。これらは、水路が雨水等を排水する妨げとなることから、日頃からの点検・清掃等維持管理を適正に行うことにより、水路の排水機能の確保に努めなければなりません。

(ウ) 既存施設の有効活用

浸水想定区域を調査し、既存の町有施設内に雨水貯留及び浸透設備を新たに設置することにより、宅地部への雨水の流入を軽減させる可能性もありますので、そのような設備の設置を検討する必要があります。

イ ソフト面

(ア) 内水ハザードマップの作成

今回、浸水被害が発生した地区は過去にも被害を受けており、今後内水氾濫の発生が危惧される地区も同様の地区であると推察できます。それらの地区の特性を十分に理解し、被害を最小限に抑え、避難が必要な際に速やかな対応がとれるように内水ハザードマップを作成する必要があります。

(イ) 吸水性土のうの配付

降雨が本格化する前に、町職員が浸水被害の発生が危惧される地区全域に土のうの設置等を行うことは困難であり、必要に応じ個人で防止策を講じていただく必要があります。しかしながら、個人宅で15～20kgの土のうを必要数備蓄しておくことや、土のうを設置することが困難な場合があると推察されることから、水で膨らむ吸水性土のう（吸水前は約300～400g程度）を被害発生が危惧される各家庭に配付し、内水氾濫等に備えていただくことで被害の軽減を図ることができます。

(ウ) 土のうステーションの設置

吸水性土のうの配付に加えて、各地区に土のうステーションを設置し、自由に土のうの持ち運びを可能とします。吸水性土のうと併せて活用していただくことにより、地区全体の被害の軽減を図るとともに、地区内の連携の醸成にも繋がります。

(エ) 自助・共助の促進

今後作成する内水ハザードマップ等を十分に活用し、被害を最小限に抑えるためには、地区の連携が重要な要素を占めます。その核となるのが、自治会や自主防災会等地区で活動されている団体であり、それらの防災に対する知識の醸成や意識の高揚が必要となります。広報紙をはじめ、現在行っている防災に関する勉強会等、様々な機会において防災に関する周知活動に努めることが重要です。自治会や自主防災組織未結成地区に対しては、地区の連携の必要性及び重要性を伝え、組織結成の際の補助を行い、地区の防災力、延いては町全体の防災力の向上に努めることが必要です。

4 総括

本町では、昭和30年代後半から昭和40年代前半にかけて行われた急速な田畑などの宅地開発（人口急増）に伴い、豪雨による道路の冠水や宅地の浸水等がたびたび発生しています。

これまで町内の水害による経過を概観すると、低湿地帯（低地）等にあった田や宅地開発地の一部が被害にあっており、それもほぼ同一地区であることが経験的に確認できます。当該地区の浸水対策を最優先に検討し、具体的な緊急対策を図り、減災に努めると共に、中長期的に全町的な浸水対策を実施し、安全・安心の確保に努めていく必要があります。

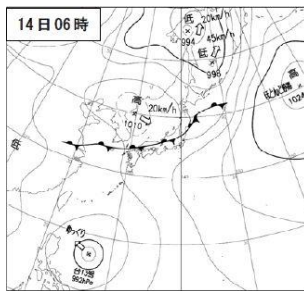
都市においては、下水道施設等の処理能力が過去の最大降雨量を大きく下回る地区において、大きな被害が発生することが想定されます。都市における集中豪雨に対しては、「生命の保護」「都市機能の確保」「個人財産の保護」の観点から、災害の再発防止及び甚大な被害の未然防止を目的として、これらの被害想定の大きな地区を、重点的に対策を行う地区（重点対策地区）として選定することなどにより、緊急的かつ効率的に浸水被害の最小化を図ることが求められています。

また、全町的な防災力の向上を図るためには、浸水想定区域の調査段階から住民と連携するなど、行政と住民が協働した取組みを行うことや、行政が内水ハザードマップ等を活用した積極的な情報発信を行い、住民の自助、共助の活動を促進するなど、住民に対する啓発活動に努めることが必要となります。

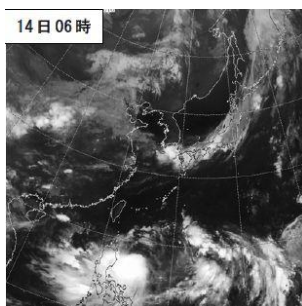
近年頻発する下水道施設の整備水準を大きく超えるような集中豪雨（超過降雨）に対し、時間的、財政的制約の中で、緊急的かつ効率的に浸水被害の軽減を図るためには、公助だけでなく、住民の自助、共助を勘案した総合的な浸水対策を実施することが求められています。

資料

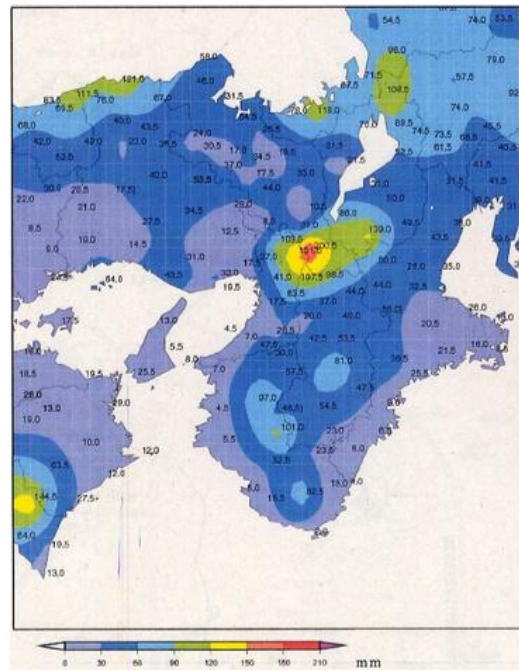
I 天気図及びレーダー画像等（一部再掲）



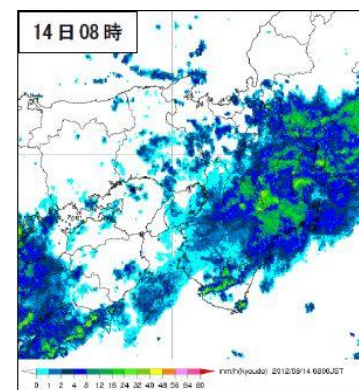
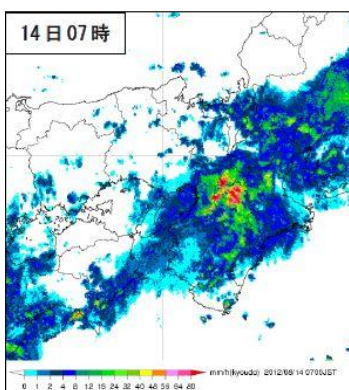
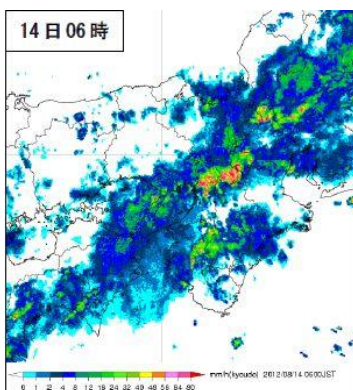
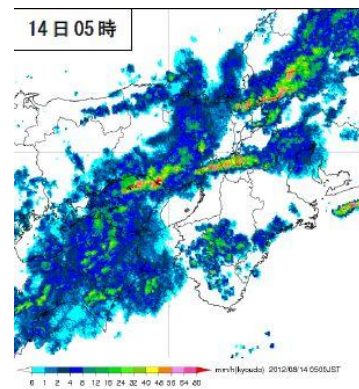
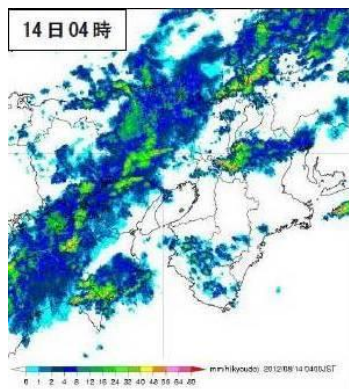
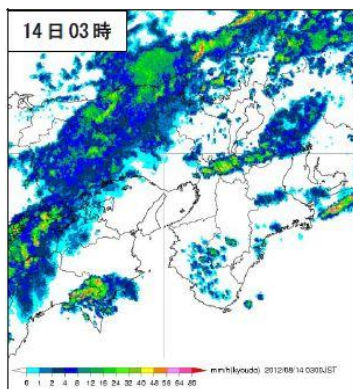
天気図



気象衛星赤外画像



8月13日12時～同月14日12時のアメダス期間降雨量



レーダー画像

Ⅱ 観測所毎の時間最大雨量と日積算雨量

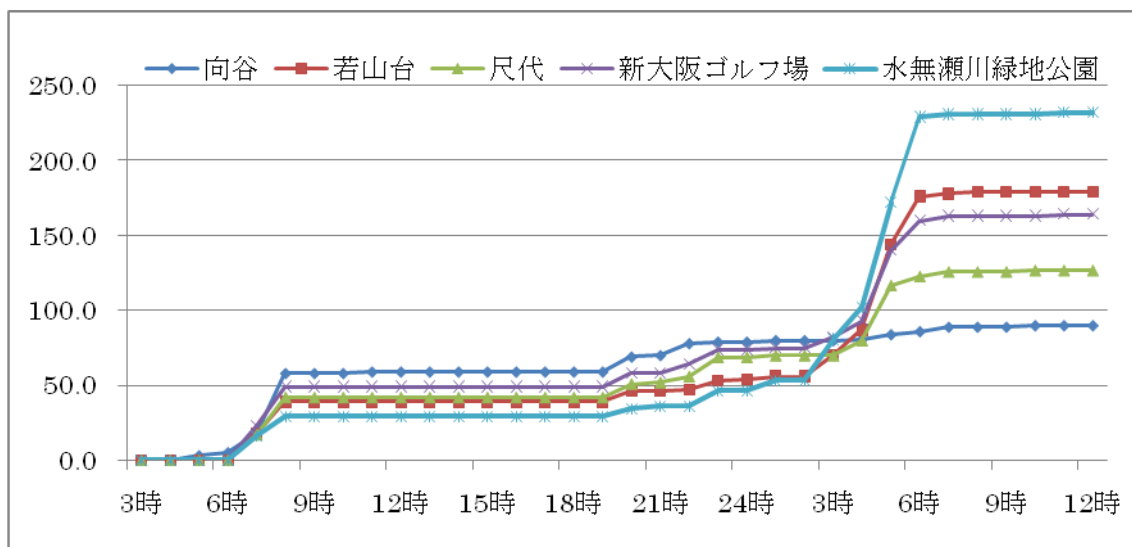
1 時間最大雨量と日積算雨量

(1) 全体の降雨量

8月13日	向谷		若山台		尺代		役場		新大阪ゴルフ場		水無瀬川緑地公園	
	60分	連続	60分	連続	60分	連続	60分	連続	60分	連続	60分	連続
3時	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0
4時	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0
5時	3.0	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0
6時	2.0	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0
7時	13.0	18.0	18.0	18.0	17.0	17.0	-	-	23.0	23.0	16.0	16.0
8時	40.0	58.0	21.0	39.0	25.0	42.0	-	-	26.0	49.0	13.0	29.0
9時	0.0	58.0	0.0	39.0	0.0	42.0	-	-	0.0	49.0	0.0	29.0
10時	0.0	58.0	0.0	39.0	0.0	42.0	-	-	0.0	49.0	0.0	29.0
11時	1.0	59.0	0.0	39.0	0.0	42.0	-	-	0.0	49.0	0.0	29.0
12時	0.0	59.0	0.0	39.0	0.0	42.0	-	-	0.0	49.0	0.0	29.0
13時	0.0	59.0	0.0	39.0	0.0	42.0	-	-	0.0	49.0	0.0	29.0
14時	0.0	59.0	0.0	39.0	0.0	42.0	-	-	0.0	49.0	0.0	29.0
15時	0.0	59.0	0.0	39.0	0.0	42.0	-	-	0.0	49.0	0.0	29.0
16時	0.0	59.0	0.0	39.0	0.0	42.0	-	-	0.0	49.0	0.0	29.0
17時	0.0	59.0	0.0	39.0	0.0	42.0	-	-	0.0	49.0	0.0	29.0
18時	0.0	59.0	0.0	39.0	0.0	42.0	-	-	0.0	49.0	0.0	29.0
19時	0.0	59.0	0.0	39.0	0.0	42.0	-	-	0.0	49.0	0.0	29.0
20時	10.0	69.0	7.0	46.0	9.0	51.0	-	-	9.0	58.0	5.0	34.0
21時	1.0	70.0	0.0	46.0	1.0	52.0	-	-	0.0	58.0	2.0	36.0
22時	8.0	78.0	1.0	47.0	4.0	56.0	-	-	6.0	64.0	0.0	36.0
23時	1.0	79.0	6.0	53.0	13.0	69.0	-	-	10.0	74.0	10.0	46.0
24時	0.0	79.0	1.0	54.0	0.0	69.0	-	-	0.0	74.0	0.0	46.0
8月14日	向谷		若山台		尺代		役場		新大阪ゴルフ場		水無瀬川緑地公園	
	60分	連続	60分	連続	60分	連続	60分	連続	60分	連続	60分	連続
1時	1.0	80.0	2.0	56.0	1.0	70.0	-	-	1.0	75.0	7.0	53.0
2時	0.0	80.0	0.0	56.0	0.0	70.0	-	-	0.0	75.0	0.0	53.0
3時	0.0	80.0	14.0	70.0	0.0	70.0	-	-	7.0	82.0	28.0	81.0
4時	1.0	81.0	17.0	87.0	10.0	80.0	-	-	11.0	93.0	21.0	102.0
5時	3.0	84.0	57.0	144.0	37.0	117.0	-	-	47.0	140.0	70.0	172.0
6時	2.0	86.0	32.0	176.0	6.0	123.0	-	-	20.0	160.0	57.0	229.0
7時	3.0	89.0	2.0	178.0	3.0	126.0	-	-	3.0	163.0	2.0	231.0
8時	0.0	89.0	1.0	179.0	0.0	126.0	-	-	0.0	163.0	0.0	231.0
9時	0.0	89.0	0.0	179.0	0.0	126.0	-	-	0.0	163.0	0.0	231.0
10時	1.0	90.0	0.0	179.0	1.0	127.0	-	-	0.0	163.0	0.0	231.0
11時	0.0	90.0	0.0	179.0	0.0	127.0	-	-	1.0	164.0	1.0	232.0
12時	0.0	90.0	0.0	179.0	0.0	127.0	-	-	0.0	164.0	0.0	232.0
最大正60分雨量	40.0		57.0		37.0		-		47.0		70.0	
最大正60分雨量時間	8/13 7:00～8:00		8/14 5:00～6:00		8/14 5:00～6:00		-		8/14 5:00～6:00		8/14 5:00～6:00	
最大当60分雨量	43.0		83.0		41.0		-		64.0		111.0	
最大当60分雨量時間	8/13 7:00～8:00		8/14 4:20～5:20		8/14 4:20～5:20		-		8/14 4:20～5:20		8/14 4:30～5:30	
最大当10分雨量	15.0		19.0		11.0		-		16.0		23.0	
最大当10分雨量時間	8/13 7:30～7:40		8/14 4:50～5:00		8/14 4:20～4:30		-		8/14 4:40～4:50		8/14 5:00～5:10	
日積算雨量	8/13 11.0		8/14 125.0		8/14 58.0		-		8/14 90.0		8/14 186.0	

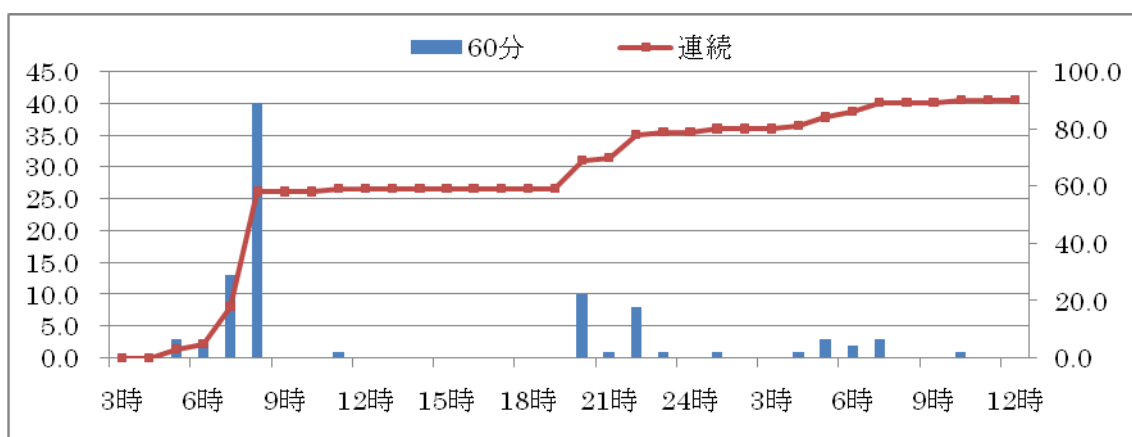
※連続とは、降り始めから降り終わりまでの累計雨量

(1) 全体の雨量（グラフ）

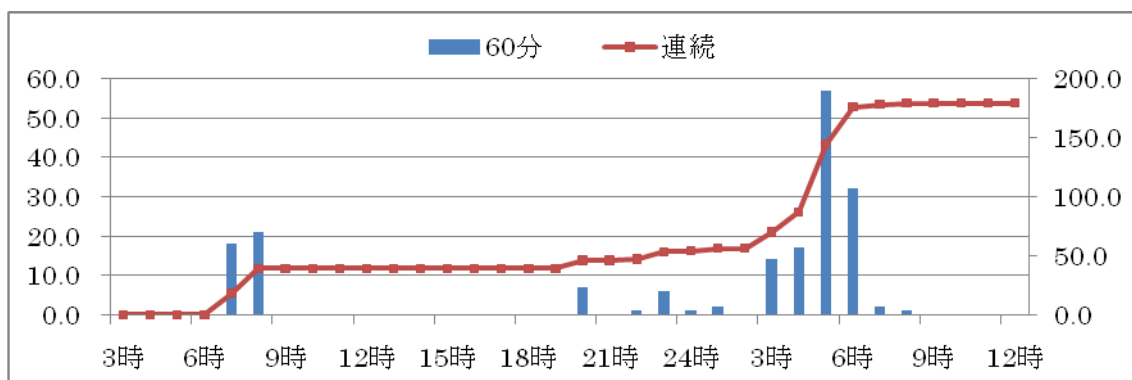


(2) 観測所毎の降雨量（観測時間：平成24年8月13日3時～同月14日12時）

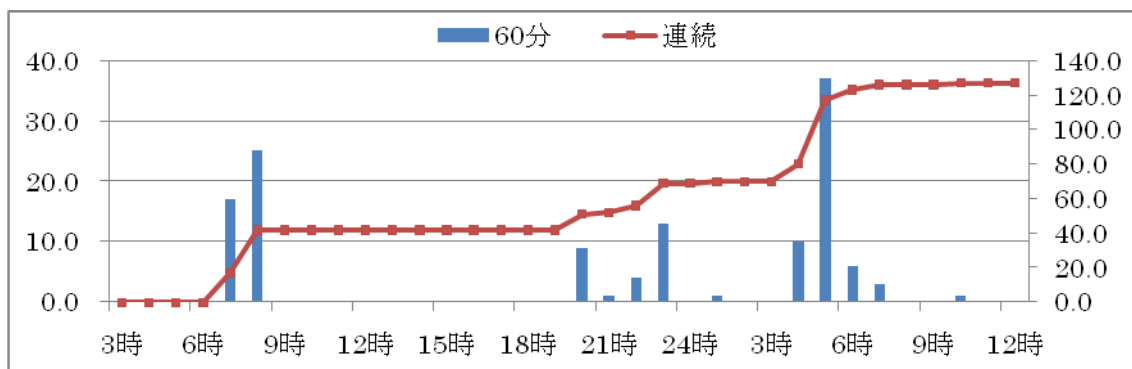
ア 向谷（観測地点：島本町大字大沢44-3）



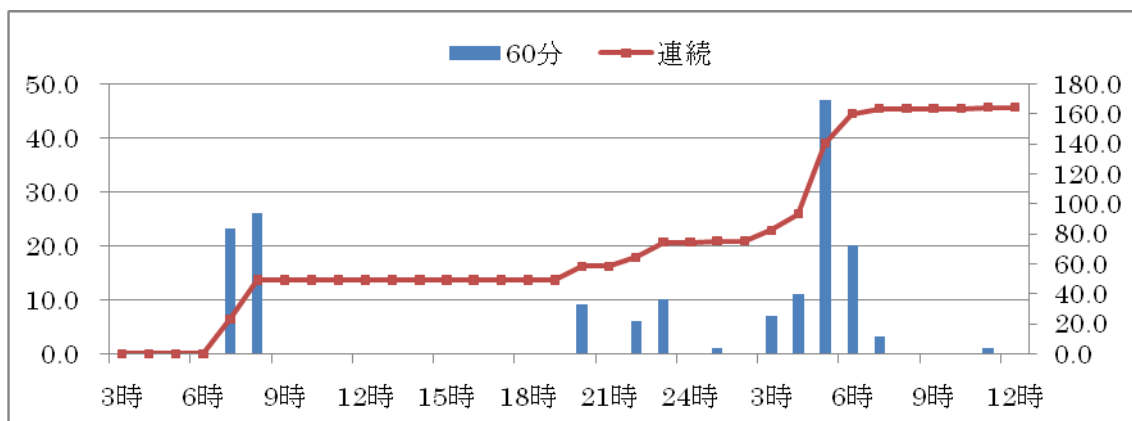
イ 若山台（観測地点：島本町若山台2-130-34）



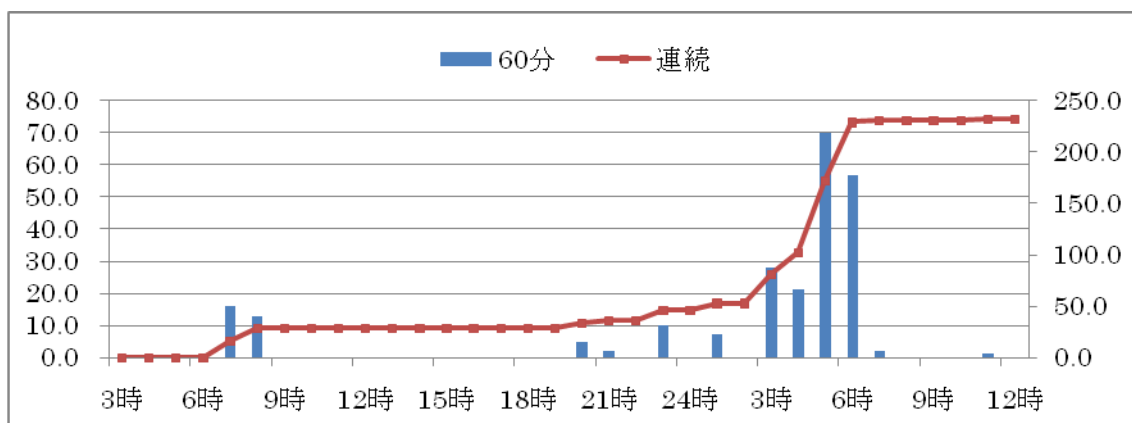
ウ 尺代（観測地点：島本町大字尺代 4 9 0）



エ 新大阪ゴルフ場（観測地点：島本町大字尺代 1 2 8）



オ 水無瀬川緑地公園（観測地点：島本町山崎 2 - 1 - 1）



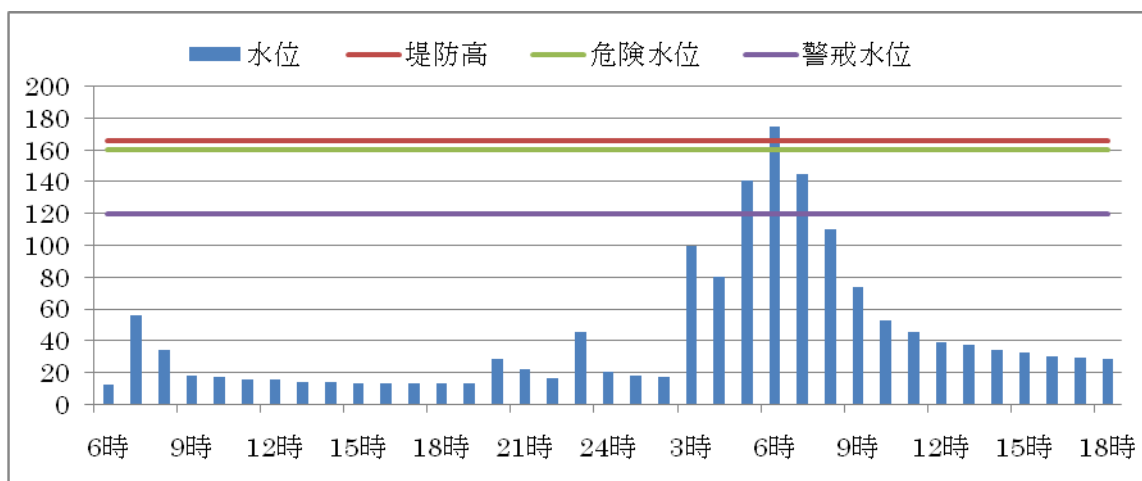
2 水路の状況（最大観測水位）

(1) 全体の水位の推移

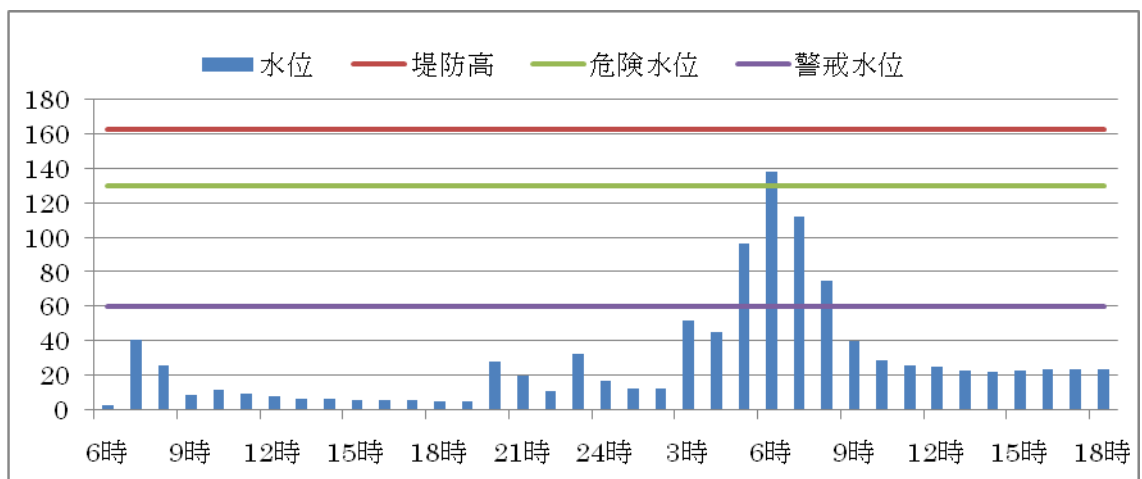
8月13日	柳川	高川	新幹線側水路	新川
警戒水位	120	60	120	90
危険水位	160	130	160	100
堤防高	166	163	165	170
6時	12	3	45	42
7時	56	41	90	57
8時	34	26	68	74
9時	18	9	23	30
10時	17	12	15	22
11時	15	10	12	31
12時	15	8	11	37
13時	14	7	13	41
14時	14	7	15	44
15時	13	6	16	45
16時	13	6	16	45
17時	13	6	15	44
18時	13	5	15	44
19時	13	5	15	44
20時	28	28	19	36
21時	22	20	36	42
22時	16	11	13	23
23時	45	33	70	77
24時	20	17	30	43
8月14日	柳川	高川	新幹線側水路	新川
警戒水位	120	60	120	90
危険水位	160	130	160	100
堤防高	166	163	165	170
1時	18	13	15	25
2時	17	13	17	25
3時	100	52	116	118
4時	80	45	108	115
5時	141	97	165	154
6時	175	138	197	197
7時	145	112	176	182
8時	110	75	137	151
9時	74	40	98	114
10時	53	29	61	79
11時	45	26	41	57
12時	39	25	32	48
13時	37	23	27	43
14時	34	22	24	39
15時	32	23	22	36
16時	30	24	22	36
17時	29	24	21	35
18時	28	24	20	33
最高時間水位	175	138	197	197
最高時間水位時刻	8/14 6:00	8/14 6:00	8/14 6:00	8/14 6:00
最低時間水位	12	3	11	22
最低時間水位時刻	8/13 6:00	8/13 6:00	8/13 12:00	8/13 10:00
平均時間水位	42.6	28.8	49.6	62.4

(2) 観測所毎の水位（観測時間：平成24年8月13日6時～同月14日18時）

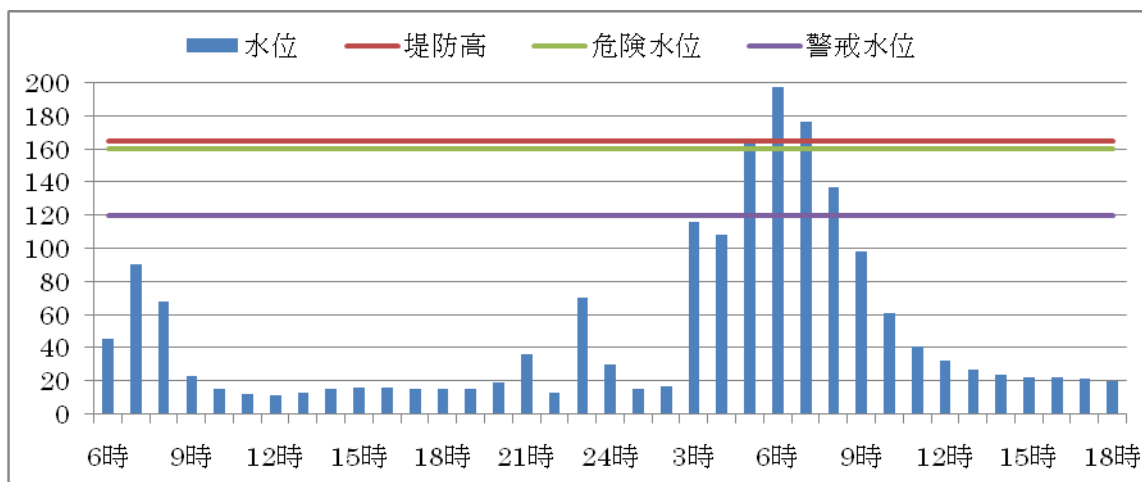
ア 柳川（観測地点：島本町青葉3-9）



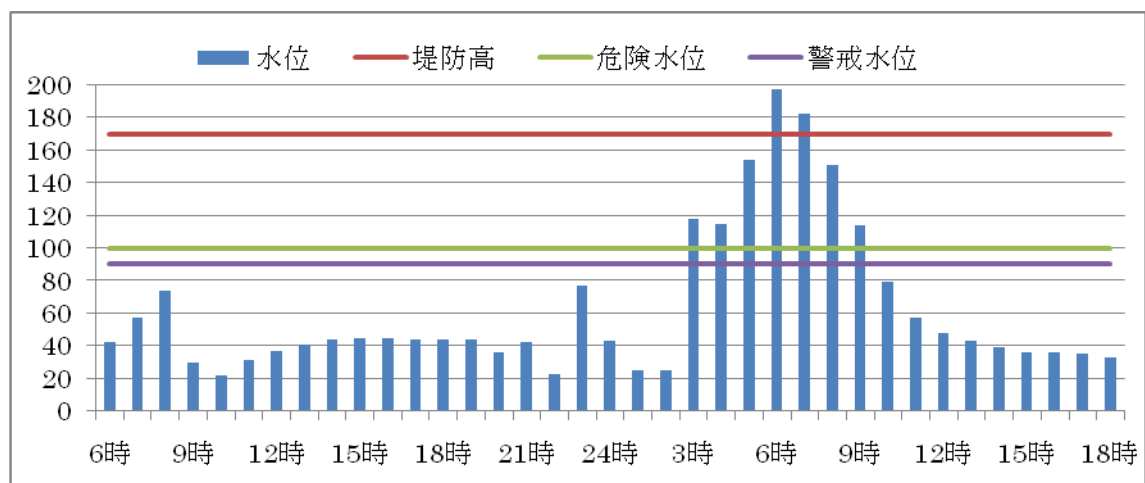
イ 高川（観測地点：島本町青葉2-11）



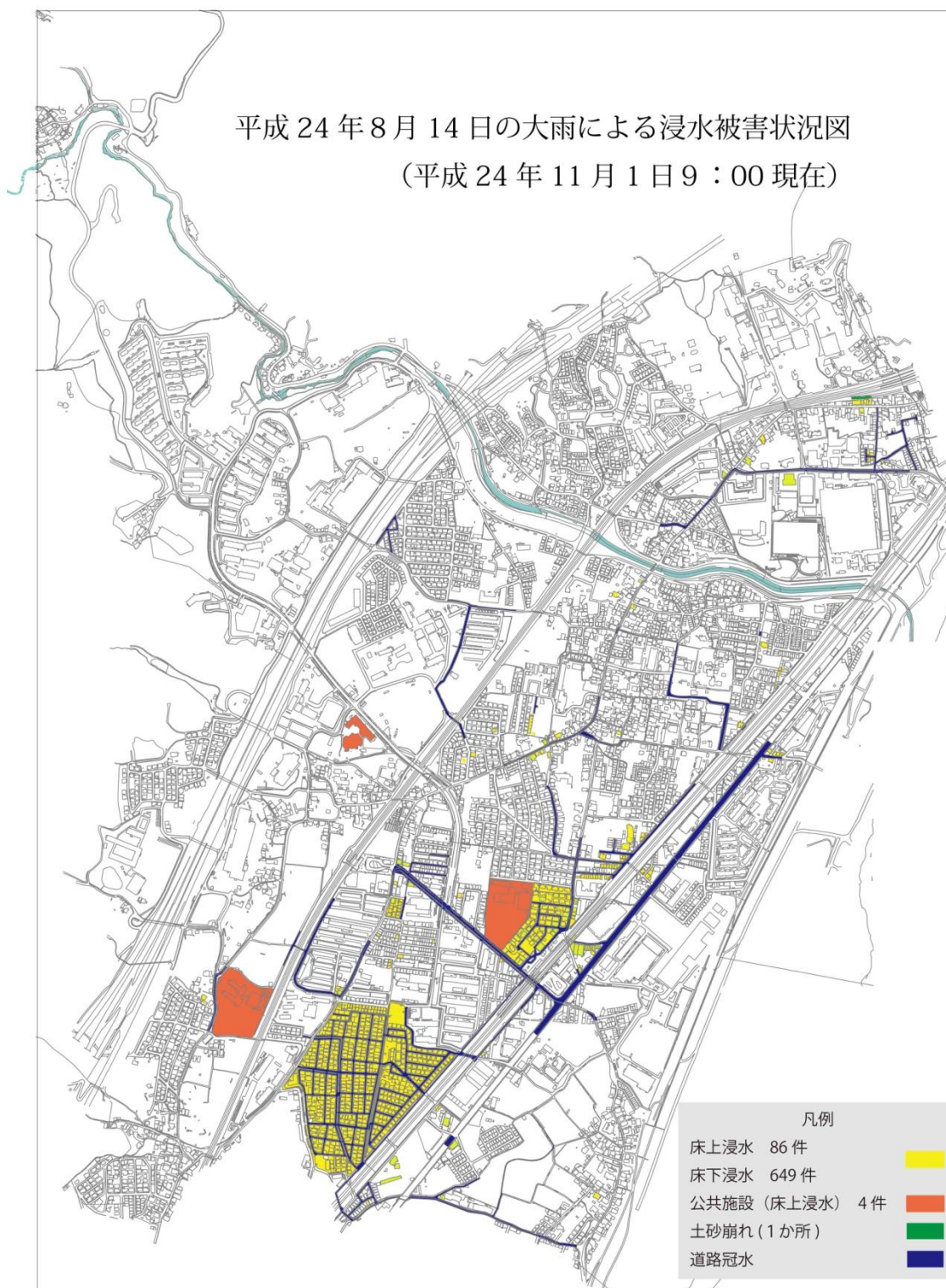
ウ 新幹線側水路（観測地点：島本町水無瀬2-16）



エ 新川（高槻市上牧南駅前町5）



Ⅲ 被害状況図



IV 被害金額の算出方法

1 算定の根拠

本災害に係る住家等の被害金額は、水害統計調査のうち、水害によって生じた一般資産の被害額等を把握するため、浸水深別被害建物棟数、被災世帯数、被災事業所数等を調査する一般資産水害統計調査を基に算定しています。

2 一般資産水害統計調査による水害被害額の算定方法

(1) 算定式

ア 家屋被害額

浸水深別・勾配別被災家屋延床面積 × 都道府県別家屋 1 m²当たり評価額
× 浸水深別・勾配別被害率

イ 家庭用品被害額

浸水深別被災世帯数 × 1 世帯当たり家庭用品所有額 × 浸水深別被害率

(2) 被害係数の値（国土交通省が公表している水害統計調査の概要及び利用上の注意から一部を抜粋）

ア 被害率

		床下浸水	床上浸水			土砂堆積（床上）		全壊 （流出）
			50cm未満	50～99cm	100cm以上 半壊	50cm未満	50cm以上	
家屋	Aグループ	0.032	0.092	0.119	0.342	0.430	0.785	1.0
	Bグループ	0.044	0.126	0.176	0.415			
	Cグループ	0.050	0.144	0.205	0.452			
家庭用品		0.021	0.145	0.326	0.605	0.500	0.845	

※A、B、Cの各グループ区分は地盤勾配の区分で、Aは 1/1,000 未満、Bは 1/1,000 以上 1/500 未満、Cは 1/500 以上である

イ 家屋 1 m²当たり評価額

大阪府 162,900（円／m²）

ウ 1 世帯当たり家庭用品所有額

14,759,000（円／世帯）

(3) 地盤勾配の区分の算出

地盤勾配の区分は、国土交通省が示している水害統計調査調査要領に基づき、氾濫水、土石流等が流れた方向に水害区域の両端の標高差及び距離を地図上から読みとり、標高差を距離で除することにより求めています。

地区名		地盤勾配	区分
山崎	一丁目	1/34.6	C
	三丁目	1/55	C
広瀬	一丁目	1/82.7	C
	二丁目	1/51.4	C
	三丁目	1/86.5	C
	四丁目	1/244	C
	五丁目	1/81.3	C
水無瀬	一丁目	1/90	C
	二丁目	1/828	B
青葉	一丁目	1/169	C
	二丁目	1/500	C
	三丁目	1/195	C
桜井	一丁目	1/100	C
	四丁目	1/10.5	C
江川	一丁目	1/122	C
	二丁目	1/514	B
高浜	一丁目	1/43.9	C
	二丁目	1/114.1	C
	三丁目	1/269.7	C

3 地区別被害額

地区名	細目	被害面積合計	丁別被害額合計(千円)	地区合計(千円)
山崎地区	一丁目			
	床上	120.98	2,837.9	
	床下	1370.93	11,166.2	14,004.1
	三丁目			
	床上	602.12	14,124.3	
	床下	183.75	1,496.6	15,620.9
広瀬地区	一丁目			
	床上	319.82	7,502.2	
	床下	1324.92	10,791.5	18,293.7
	二丁目			
	床上	283.29	6,645.3	
	床下	419.21	3,414.5	10,059.8
	三丁目			
	床上	0	0.0	
	床下	224.35	1,827.3	1,827.3
	四丁目			
	床上	424.27	9,952.4	
	床下	7812.22	63,630.5	73,582.9
	五丁目			
	床上	391.78	9,190.2	
	床下	295.49	2,406.8	11,597.0
水無瀬地区	一丁目			
	床上	2904.46	68,131.7	
	床下	9740.27	79,334.5	147,466.2
	二丁目			
	床上	399.23	8,194.4	
	床下	16093.34	115,350.6	123,545.0
青葉地区	一丁目			
	床上	133.41	3,129.5	
	床下	1867.27	15,208.9	18,338.4
	二丁目			
	床上	250.59	5,878.2	
	床下	35961.07	292,902.9	298,781.2
	三丁目			
	床上	419.01	9,829.0	
桜井地区	床下	127.5	1,038.5	10,867.5
	一丁目			
	床上	219.28	5,143.8	
	床下	0	0.0	5,143.8
	四丁目			
	床上	0	0.0	
江川地区	床下	372.21	3,031.7	3,031.7
	一丁目			
	床上	0	0.0	
	床下	658.33	5,362.1	5,362.1
	二丁目			
	床上	1995.39	40,956.2	
高浜地区	床下	228.6	1,638.5	42,594.7
	一丁目			
	床上	0	0.0	
	床下	302.69	2,465.4	2,465.4
	二丁目			
	床上	1217.27	28,554.2	
	床下	0	0.0	28,554.2
	三丁目			
	床上	2520.72	59,130.0	
	床下	143.43	1,168.2	60,298.3

床上合計	279,199.2
床下合計	612,234.8
合計	891,434.0

4 災害復旧費用一覧

(円)

款名称	項名称	目名称	大 事業 名称	節 名 称	細 節 名 称	細 々 節 名 称	支 出 額	備 考
衛生費	環境衛生費	生活環境総務費	防疫事業	委託料	委託料	防疫業務	276,097	当初、4号
衛生費	清掃費	塵芥処理費	ごみ収集事業	需用費	消耗品費	ごみ収集用消耗品	95,634	4号
衛生費	清掃費	塵芥処理費	ごみ収集事業	委託料	委託料	ごみ臨時収集	222,072	4号
衛生費	清掃費	し尿処理費	し尿収集事業	委託料	委託料	し尿収集	44,906	4号
土木費	道路橋りょう費	道路維持費	道路維持管理事業	需用費	修繕料	施設設備修繕	52,500	4号
土木費	河川費	河川維持費	河川維持管理	工事請負費	工事請負費	河川・水路浚渫工事	7,982,100	4号、6号
土木費	都市計画費	浸水対策事業費	雨水対策事業	需用費	修繕料	施設設備修繕	241,500	4号
土木費	住宅費	住宅管理費	町営住宅管理事業	需用費	修繕料	町営住宅修理	833,700	4号
教育費	中学校費	学校管理費	学校運営事業	備品購入費	庁用器具費	学校管理備品	1,057,896	4号
教育費	中学校費	学校管理費	中学校施設改善事業	工事請負費	工事請負費	中学校施設改善	698,250	4号
教育費	社会教育費	スポーツ推進費	スポーツ施設管理貸出事業	委託料	委託料	施設工事設計業務	1,564,500	7号
災害復旧費	災害復旧費	災害応急対策費	災害応急対策	職員手当等	諸手当	時間外勤務手当	1,712,376	当初
災害復旧費	災害復旧費	災害応急対策費	災害応急対策	需用費	消耗品費	災害応急用消耗品	62,761	当初
災害復旧費	災害復旧費	災害応急対策費	災害応急対策	需用費	食糧費	災害応急用食糧	65,076	当初
災害復旧費	災害復旧費	災害応急対策費	災害応急対策	工事請負費	工事請負費	災害応急対策工事	15,712,200	当初、予備費
合計							30,621,568	

※いずれも会計区分は一般会計

平成24年8月14日の大雨により被害にあわれた皆様へ

本年8月14日の大雨につきましては、町内でも時間100ミリを超える雨量を観測した地区もあり、各地区で大きな被害をもたらしました。

被害にあわれた皆様に対しましては、改めまして心よりお見舞いを申し上げます。

この度、被害にあわれた皆様にご利用いただける制度を取りまとめた冊子を作成いたしました。この冊子が被害を乗り越え従前の生活に戻るための一助となれば幸いです。

本町といたしましては、このような大規模な被害に対しまして、一時も早い復旧をお祈りいたしますとともに、でき得る限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

平成24年9月
島本町総務部自治・防災課作成

目 次

罹災証明書の発行	・ ・ ・ ・ ・	1
固定資産税・都市計画税の減額・免除	・ ・ ・ ・ ・	2
所得証明書の交付定数料の免除	・ ・ ・ ・ ・	2
国民健康保険の減額・免除など	・ ・ ・ ・ ・	3
後期高齢者医療制度の保険料などの減額、免除など	・ ・ ・ ・ ・	4
介護保険の減額・免除など	・ ・ ・ ・ ・	5
障害福祉サービスなどの利用者負担額の減免	・ ・ ・ ・ ・	6
介護サービスなどの利用者負担額の減免	・ ・ ・ ・ ・	7
住民票の写しなどの交付手数料の免除	・ ・ ・ ・ ・	7
様式集	・ ・ ・ ・ ・	8

罹災証明書の発行

町では、平成24年8月14日の大雨により被害にあわれた方に罹災証明書を発行しています。

罹災証明書は、各種保険料の減免などや、みなさんが加入されている損害保険の保険金の請求などに必要となります。

●対象…床上浸水、床下浸水、車両浸水などにあわれた方

●申請に必要なもの…申請書

印鑑

写真など被害の状況がわかるもの（ない場合は不要）

●申請方法…申請書に必要事項を記入のうえ、役場1階自治・防災課に提出してください

●罹災証明書の利用方法

罹災証明書の発行を受けた方は次のお手続きをされる際に必要に応じて提出・提示してください

- ・固定資産税・都市計画税の減額・免除
- ・各種保険料（国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険）の減額・免除、納付猶予
- ・所得証明書や住民票の写しの交付などの交付手数料の免除
- ・障害福祉サービス、介護サービスの利用者負担金の減額・免除

※損害保険などの請求に関することは、ご自身で加入されている保険会社などに直接お問い合わせください

□問合せ	自治・防災課 Tel962-0380・FAX962-8770
------	-----------------------------------

固定資産税・都市計画税の減免

家屋が床上浸水した場合、当該家屋に係る平成24年度分の固定資産税・都市計画税のうち、第3期以後の分が減免の対象となります。

●申請に必要なもの…罹災証明書（床上浸水と記されている場合に限る）

固定資産税・都市計画税減免申請書
印鑑

●申請期間

- ・第3期分…平成24年 9月24日（月）まで
- ・第4期分…平成24年12月21日（金）まで

●申請方法…固定資産税・都市計画税減免申請書に必要事項を記入のうえ、罹災証明書と併せて役場1階税務課で申請してください

□問合せ	税務課
	TEL962-5413・FAX962-8770

所得証明書の交付手数料の免除

大雨により浸水被害を受けられた方が、被害の回復などの手続きのために課税証明書（所得証明書）を必要とする場合、その交付手数料が免除されます。

●免除ができる例…家屋補修などの契約、ローン申請など

●審査に必要なもの…運転免許証や健康保険証など本人確認ができるもの

証明書交付申請書（役場1階税務課に備え付けています）
罹災証明書

※代理人が請求される場合は委任状が必要となります

□問合せ	税務課
	TEL962-5414・FAX962-8770

国民健康保険の減額・免除など

国民健康保険の保険料などは、災害により著しい損害を受けたときや、収入が著しく減少したことにより、生活が苦しく困難となり、保険料の全額負担が堪えられないと認められるときは、減額、免除や、納付期限を延長できます。

床上浸水にあわれた方

●減額・免除の割合

合計所得金額が 100 万円以下の場合 10 割（免除）

合計所得金額が 200 万円以下の場合 5 割

合計所得金額が 200 万円を超える場合 3 割

※算定に使用する所得額は、その世帯の世帯主および国民健康保険加入者の合計所得金額です

●減額・免除の期間…申請のあった日の属する月からその年度内

●申請方法…国民健康保険料減免申請書に必要事項を記入の上、罹災証明書と併せて役場 1 階住民課（③番窓口）に提出してください

収入が著しく減少された方

失業または休廃業などにより収入が著しく減少したとき、所得に応じて保険料が減免される場合がありますので、くわしくは役場 1 階住民課（③番窓口）までお問い合わせください。

保険料の納付期限の延長（徴収猶予）を希望される方

保険料の減額・免除事由に該当した場合などには、6 か月の範囲内で保険料の納付期限を延長できることがあります。

●申請方法…国民健康保険料徴収猶予申請書に必要事項を記入のうえ、罹災証明書と併せて役場 1 階住民課（③番窓口）に提出してください

☐問合せ

住民課

TEL962-7462・FAX962-5652

後期高齢者医療制度の保険料などの減額、免除など

後期高齢者医療の保険料などは、災害により著しい損害を受けたときや、収入が著しく減少したことにより、保険料の全部または一部を納付できないと認められる場合は、納付することができないと認められる金額を限度として、減額、免除を受けることや、納付期限を延長できます。

床上浸水にあわれた方

- 減額・免除の割合…5割
- 申請可能期限…損害を被った日の属する月の翌月初日から1年間
- 減額・免除の期間…原則として、申請日の属する月からその年度内
- 申請方法…後期高齢者医療保険料減免申請書に必要事項を記入のうえ、罹災証明書とあわせて役場1階住民課（④番窓口）に提出してください

収入が著しく減少された方

失業または休廃業などにより収入が著しく減少したとき、所得減少率に応じて保険料が減免される場合がありますので、くわしくは役場1階住民課（④番窓口）までお問い合わせください。

保険料の納付期限の延長（徴収猶予）を希望される方

保険料の減額・免除事由に該当した場合などには、6か月の範囲内で保険料の納付期限を延長することができます。

- 申請方法…後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書に必要事項を記入のうえ、罹災証明書と併せて役場1階住民課（④番窓口）に提出してください

□問合せ	住民課
	TEL962-7462・FAX962-5652

介護保険の減額・免除など

介護保険の保険料は、災害により財産について著しい損害を受けたときや、収入が著しく減少したときに、減額、免除を受けることや、納付期限を延長できることがあります。

床上浸水にあわれた方

●減額・免除の割合

合計所得金額が 100 万円未満の場合 10 割（免除）

合計所得金額が 200 万円未満の場合 5 割

合計所得金額が 200 万円以上の場合 3 割

※算定に使用する所得額は、その世帯の主たる生計維持者の当該年中の合計所得金額の見積額で算定

収入が著しく減少された方

●対象となる時…次の 2 つの要件の両方を満たすとき

①第 1 号被保険者（65 歳以上のかた）の属する世帯の生計を主として維持するかた（主たる生計維持者）の収入が、次の事情により著しく減少したとき。

②主たる生計維持者のその年中の合計所得金額の見積額が 100 万円以下で、かつ、前年の合計所得金額の 2 分の 1 以下に低下するとき

●減額・免除の割合

合計所得金額が 0 円となったとき 10 割（免除）

合計所得金額が 100 万円未満となったとき 7 割

失業または休廃業などによるとき 5 割

退職によるとき 4 割

※算定に使用する所得額は、主たる生計維持者の当該年中の合計所得金額の見積額で算定

●減額・免除の期間…申請のあった日の属する月の保険料からその年度内

●申請方法…介護保険料減免・徴収猶予申請書に必要事項を記入のうえ、収入が減少する理由がわかる書類などと併せて役場 1 階高齢福祉課（⑤番窓口）に提出してください

保険料の納付期限の延長（徴収猶予）を希望される方

保険料の減額・免除に該当した場合や、それに類する状態となった場合には 6 か月の範囲内で納付期限を延長できることがあります

●申請方法…介護保険料減免・徴収猶予申請書に必要事項を記入のうえ、罹災証明書または収入が減少する理由がわかる書類と併せて役場 1 階高齢福祉課（⑤番窓口）に提出してください

☐問合せ

高齢福祉課

TEL962-2864・FAX962-5652

障害福祉サービスなどの利用者負担額の減免

障害者（児）に対する福祉サービスでは、災害により著しい損害を受けたときや、収入が著しく減少したときに、利用者負担額を減額・免除できることがあります。

●対象なる方…次に定める事情により、障害福祉サービスなどの利用者負担額を負担することが困難であると認められる方

- ▶災害により、住宅や財産に著しい損害を受けた方
- ▶世帯の生計を主に維持するかたの収入が、次の事情により著しく減少したとき
 - ・死亡、心身の重大な障害、長期間の入院
 - ・失業、事業の休廃止、事業における著しい損害など

●対象となるサービス

- ▶障害福祉サービス（自立支援給付）
 - ・居宅介護（ホームヘルプサービス）、同行援護
 - ・短期入所（ショートステイ）
 - ・生活介護、療養介護
 - ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援
 - ・共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）
 - ・施設入所支援
 - ・計画相談支援 など
- ▶補装具の給付
- ▶自立支援医療（更生医療）
- ▶地区生活支援事業
 - ・移動支援事業（ガイドヘルプサービス）
 - ・日中一時支援事業
 - ・日常生活用具の給付
- ▶障害児支援サービス
 - ・児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス
 - ・障害児相談支援 など

●申請方法…役場 1 階福祉保健課（⑧番窓口）にお申し出ください

□問合せ	福祉保健課
	TEL962-7460・FAX962-5652

介護サービスなどの利用者負担額の減免

介護サービスでは、災害により著しい損害を受けたときや、収入が著しく減少したときに、利用者負担額を減額・免除できることがあります。

- 対象なる方…次に定める事情により、介護サービスなどの利用者負担額を負担することが困難であると認められる方
 - ▶災害により、住宅や財産に著しい損害を受けた方
 - ▶世帯の生計を主に維持するかたの収入が、次の事情により著しく減少したとき
 - ・死亡、心身の重大な障害、長期間の入院
 - ・失業、事業の休廃止、事業における著しい損害など
- 対象となるサービス…通常1割の負担で利用できる介護サービス
- 申請方法…役場1階高齢福祉課（⑤番窓口）にお申し出ください

□問合せ	高齢福祉課
	TEL962-2864・FAX962-5652

住民票の写しなどの交付手数料の免除

大雨により被害を受けられた方が、その被害の回復などにかかる手続きのために住民票の写しや印鑑証明書などを必要とする場合、その交付手数料が免除されます。

- 免除の対象…住民票の写しの交付
 - 戸籍附票の謄・抄本の写しの交付
 - 住民票記載事項証明書の交付
 - 印鑑登録
 - 印鑑登録証明書の交付
- 免除ができる例…家屋の修繕工事のためのローン申請
 - 浸水車両の廃車手続き
 - 損保会社への見舞金、保険金の請求
- 審査に必要なもの…運転免許証や健康保険証などの本人確認ができるもの
 - 罹災証明書
 - 証明書の用途の確認

□問合せ	住民課
	TEL962-7464・FAX962-5652

様式集

- ・ 罹災証明書
- ・ 固定資産税・都市計画税減免申請書
- ・ 国民健康保険料減免申請書
- ・ 国民健康保険料徴収猶予申請書
- ・ 後期高齢者医療保険料減免申請書
- ・ 後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書
- ・ 介護保険料減免・徴収猶予申請書